

金融庁

金融庁

表5 - 1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成14年4月1日策定） 平成14年9月13日改正 平成15年7月1日改正 平成16年7月7日改正 平成17年7月26日改正 平成18年7月10日改正 平成19年7月3日改正	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成15年7月1日から20年6月30日まで
	事前評価の対象等	事前評価は、事業評価の方式を基本とする。 評価の対象は、次のとおり。 法令に基づき評価が義務付けられている政策に該当するもの 規制の新設など金融庁において新規に開始又は拡充される事業（予算、規制、法令等）
	事後評価の対象等	事後評価は、実績評価、総合評価及び事業評価の方式を基本とする。 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象 総合評価：新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策を対象 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価の方式を適用するものを除く。）及び事業評価の方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたものを対象
	政策評価の結果の政策への反映	政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算・機構定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、評価結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成20年7月3日策定）	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成20年7月1日から24年3月31日まで
	事前評価の対象等	事前評価は、事業評価方式を基本とする。 評価の対象は、次のとおり。 法令に基づき評価が義務付けられている政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） 規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（を除外） に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	事後評価の対象等	事後評価は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式を基本とする。 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 事業評価：評価法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価の方式を適用するものを除く。）及び事業評価の方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策
政策評価の結果	政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・	

	果の政策への反映	定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、評価結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成 19 年度金融庁政策評価実施計画（平成 19 年 7 月 3 日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	事業評価：過去に事前評価を実施し平成 19 年度に効果が発現する事業（モデル事業、成果重視事業を含む） 実績評価：25 政策 総合評価：1 つのテーマ
	未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし
実施計画の名称	平成 20 年度金融庁政策評価実施計画（平成 20 年 7 月 3 日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	事業評価：過去に事前評価を実施し平成 20 年度に効果が発現する事業（成果重視事業については、効果発現の有無に関わらず事後評価を実施） 実績評価：24 施策 総合評価：1 つのテーマ
	未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) 金融庁は事務年度により計画期間を定めているため、平成 20 年度（会計年度）に係る計画は複数にわたる。

表5 - 2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式：1件 (新規事業)〔表5-3-ア〕	実施が妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	1		
				うち概算要求に反映	1		
				うち機構・定員要求に反映	1		
				機構要求に反映	0		
				定員要求に反映	1		
	事業評価方式：23件 (規制)〔表5-3-イ〕	規制の新設又は改廃は妥当	23	評価結果を踏まえて、法案を国会に提出した	10		
評価結果を踏まえて、政令等を制定及び改正した				13			
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：25件 (成果重視事業1件含む) 〔表5-3-ウ〕	11	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	18		
				【引き続き推進】			
				うち概算要求に反映	13		
				うち機構・定員要求に反映	10		
						機構要求に反映	7
						定員要求に反映	9
						評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定）【改善・見直し】	7
						うち概算要求に反映	1
						うち機構・定員要求に反映	3
						機構要求に反映	0
				定員要求に反映	3		
				政策の重点化等	0		
				政策の一部廃止・休止・中止	0		
				現時点では成果の発現は予定されていないが、引き続きこれまでの取組を進めていく必要がある	0		
				評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した（廃止、休止又は中止する予定）【廃止・休止・中止】	0		
	事業評価方式：6件 (成果重視事業3件含む) 〔表5-3-エ〕	そのまま継続が妥当	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした【引き続き推進】	3		
継続するが改善・見直しが妥当		3	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った【改善・見直し】	3			
廃止、中止又は休止が妥当		0	評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した【廃止・休止・中止】	0			
	総合評価方式：1件 〔表5-3-オ〕	そのまま継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた。（進める予定）【引き続き推進】	1		
うち概算要求に反映				0			
				うち機構・定員要求に反映	0		

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし					
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし					
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし					

(注) 「実績評価：25件」の「政策評価の結果の内訳別件数」については、1つの評価対象政策に対し、2つの達成目標ごとに評価の結論を導いているものがあるため、実施件数とは一致しない。

表5 - 3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、「平成20年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、平成21年度概算要求に係る1新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度事業評価書」として公表。

表5 - 3 - ア 事業評価方式により事前評価した政策

評価対象政策	
1	「金融庁業務支援統合システム」の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表5 - 4 - 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る23政策について評価を実施し、その結果を平成20年4月25日、5月9日、6月23日、8月28日、9月19日、11月14日、11月18日、21年1月19日、3月5日及び3月27日に「規制の事前評価書」として公表。

表5 - 3 - イ 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	信託契約代理店の届出事項等の緩和
2	ETF(上場投資信託)の多様化
3	電子債権記録機関の指定に関する規定
4	15歳未満の者又は同意のない者を被保険者とする死亡保険の引受けに関する規定
5	いわゆるプロ向け市場の創設
6	ETF(上場投資信託)の多様化
7	金融商品取引法上の開示規制の適用対象外とされるみなし有価証券の追加
8	開示用電子情報処理組織(EDINET)使用時の届出手続の見直し
9	銀行の出張所の設置等に関する事前届出制度の見直し
10	銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し
11	空売り規制の強化
12	企業結合、セグメント情報等及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設、改正等
13	信用格付業者に対する公的規制の導入
14	金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設
15	特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し
16	有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入
17	金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ
18	「有価証券の売出し」定義の見直し
19	前払式支払手段に係る制度整備
20	資金移動(為替取引)に係る制度整備
21	銀行間の資金決済(資金清算)に係る制度整備
22	事業者団体(認定資金決済事業者協会)に係る制度整備
23	継続企業の前提に関する注記規定の改正

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表5 - 4 - 参照。

2 事後評価

- (1) 実績評価方式を用いて、「平成19年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、25政策についての目標等を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成19年度実績評価書」として公表。

表5-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	引き続き推進
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	引き続き推進
3	システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備	引き続き推進
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	引き続き推進
5	新興市場国の金融当局への技術支援	引き続き推進
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	引き続き推進
8	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	改善・見直し
9	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化	引き続き推進
10	公認会計士監査の充実・強化	引き続き推進
11	金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	引き続き推進
12	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	引き続き推進
13	取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化	改善・見直し
14	個人投資家の参加拡大	引き続き推進
15	金融・資本市場等の機能拡充	引き続き推進
16	ITの戦略的活用	引き続き推進
17	我が国金融・資本市場の国際化への対応	改善・見直し
18	地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化	引き続き推進
19	「官から民へ」の改革に対する適切な対応	引き続き推進
20	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	改善・見直し
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	引き続き推進
22	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	引き続き推進
23	人材の育成・強化のための諸施策の実施	改善・見直し
24	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	引き続き推進
25	専門性の高い調査研究の実施	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表5-4-参照。

- (2) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

事業評価方式を用いて、「平成20年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価(事前評価)を実施し、平成20年度に効果が発現する事業のうち、以下の6事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度事業評価書」として公表。

表5-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	少額短期保険募集人管理業務システム開発	引き続き推進
2	パーゼルの国内実施に伴う審査・承認業務等に対応したシステムの整備	改善・見直し
3	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	改善・見直し
4	有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)の更なる基盤整備等	引き続き推進
5	最適化計画の実施に伴う有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)の再構築	引き続き推進

6	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築	改善・見直し
---	--------------------------	--------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表5 - 4 - 参照。

(3) 総合評価方式を用いて、「平成16年度金融庁政策評価実施計画」等に基づき、以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度総合評価書(金融システム改革(日本版ビッグバン))」として公表。

表5 - 3 - 才 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	金融システム改革(日本版ビッグバン)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表5 - 4 - 参照。

別表

政策体系(金融庁)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

法定任務	基本目標	重点目標	政策
金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 金融システムの安定が確保されていること (2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等	システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 新興市場国の金融当局への技術支援
預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 国民が金融サービスを適切に利用できること	(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること (2) 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 公認会計士監査の充実・強化
	2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること	(1) 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されていること	金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応
	3 市場が公正であること	(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化
円滑な金融等	1 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること	(1) 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること (2) 金融インフラ等が整備されていること (3) 我が国金融市場の国際的地位が向上すること (4) 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること (5) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したもとなっていること	個人投資家の参加拡大 金融・資本市場等の機能拡充 ITの戦略的活用 我が国金融・資本市場の国際化への対応 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化 「官から民へ」の改革に対する適切な対応
	2 金融機関の企業活動が活発に行われていること	(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計 金融行政の透明性・予測可能性の向上
	3 金融機関等が犯罪に利用されないこと	(1) 金融機関等が金融犯罪に利用されないこと	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成・強化	人材の育成・強化のための諸施策の実施
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	専門性の高い調査研究の実施